

令和5年7月13日

審判資格更新者 様

令和5年度公認審判員資格の更新について（案内）

長崎市バドミントン協会  
審判部長 永石 大祐

標記の件につきまして、今年度末で有効期限の切れる公認審判員資格更新手続について、令和5年度長崎市バドミントン協会会員で公認審判員資格の更新を希望する会員におきましては、下記のとおり書類の提出及び登録料の振込をお願いいたします。

#### 記

#### 1 提出書類

- (1) 公認審判員資格登録更新申請書（様式1：県協会HPからダウンロード）
- (2) 現在所持している審判手帳のコピー（ポイント還元のため）  
ポイント還元（審判履歴）が無い方は提出の必要はありません。

#### 2 更新費用

- (1) 1級資格更新費用 17,000円（5年間有効：令和10年度まで）  
（登録料16,500円、事務手数料500円）
- (2) 2級資格更新費用 8,750円（3年間有効：令和8年度まで）  
（登録料8,250円、事務手数料500円）
- (3) 3級資格更新費用 6,000円（3年間有効：令和8年度まで）  
（登録料5,500円、事務手数料500円）

※ 振込金額については、上記金額から取得ポイントを差し引いた金額となりますが、ポイントが登録料を上回っても手数料500円は必要です。

3 提出先 〒852-8144 長崎市女の都3丁目11-17  
永石 大祐

4 振込先 十八親和銀行 長与支店 普通 113457 口座名義 永石 大祐  
※振込みの際は、資格更新者名を必ずご記入ください。

5 問い合わせ 長崎市バドミントン協会 審判部 永石大祐  
電話 090-7390-6091

6 提出及び振込期限 令和5年8月31日(木)

7 その他

○必ず前回更新年度から今年度の日本バドミントン協会及び県協会の会員登録料(1級:2019年度~2023年度、2・3級:2021年度~2023年度)を完納してください。

※日本バドミントン協会の会員登録システム導入により審判更新手数料と会員登録料が同じシステムで管理されるようになり、上記期間内の登録料を完納しないと更新が出来なくなりました。

○ポイント還元については、県協会からの県外への派遣・長崎県関連の試合でかつ、協議責任者の押印があるものを1回につき1,000円が還元されますが審判手帳のコピーの提出がない場合は還元されません。

○審判に出向かれる際は必ず審判手帳を携行し、試合名(県協会関連の試合)を記入して競技責任者の印を押印してもらってください。記入・押印が無い場合は、ポイント還元されません。

○今後も長崎県バドミントン協会の登録を毎年度お願いします。